



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年9月27日金曜日 第2508号

◇ 目 次 ◇

指定障害福祉サービス事業者の指定.....	(障害福祉課) ...	734
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	(中予地方局農村整備第一課) ...	734
道路の区域変更(一般国道320号外).....	(南予地方局管理課) ...	734
道路の供用開始(").....	(") ...	735

公 告

人事行政の運営等の状況の公表.....	(人事課) ...	735
---------------------	-----------	-----

告 示

○愛媛県告示第1067号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成25年9月27日

愛媛県知事 中村時広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810200521	一般社団法人Sign	今治市別名180番地1	正岡弘樹	就労移行支援	パドル	今治市八町東6丁目4番22号	平成25年8月1日
3810200547	一般社団法人Sign	今治市別名180番地1	正岡弘樹	就労継続支援B型	アライブ	今治市菊間町浜1147番地3	平成25年8月1日
3810600449	株式会社ほのか介護移送訪問介護	西条市丹原町田滝甲83番地	佐伯玉夫	同行援護	株式会社ほのか介護移送訪問介護	西条市丹原町願連寺484徳永ビル2階6号室	平成25年8月1日
3813400094	NPO法人ぽっかぽか	上浮穴郡久万高原町久万153番地8	宇都宮 慎	短期入所	短期入所事業所あさひ	上浮穴郡久万高原町上野尻甲764番地2	平成25年8月1日

○愛媛県告示第1068号

東温市田窪土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・外分地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成25年9月27日

愛媛県中予地方局長 松森陽太郎

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 東温市田窪土地改良区土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・外分地区)計画書の写し
- (2) 東温市田窪土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成25年9月30日から10月28日まで

3 縦覧場所

東温市役所本庁

○愛媛県告示第1069号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年9月27日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	320号	北宇和郡鬼北町大字小松2896番3から 同大字2896番11まで	旧	メートル 13.3~41.4	キロメートル 0.033	
			新	13.3~47.3	0.033	
"	"	北宇和郡鬼北町大字小松1668番4から 同町大字延川1992番2まで	旧	11.0~15.0	0.142	
			新	11.2~77.6	0.142	
"	"	北宇和郡鬼北町大字川上2401番3から 同大字2386番3まで	旧	20.0~33.0	0.042	
			新	20.0~56.4	0.042	
"	441号	北宇和郡鬼北町大字大宿894番2	旧	8.4~8.5	0.007	
			新	9.9~10.2	0.007	
"	"	北宇和郡鬼北町大字国遠660番2	旧	5.3~7.2	0.038	
			新	13.4~33.6	0.038	

○愛媛県告示第1070号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 9月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	320号	北宇和郡鬼北町大字小松2896番3から 同大字2896番11まで	平成25年 9月27日
"	"	北宇和郡鬼北町大字小松1668番4から 同町大字延川1992番2まで	"
"	"	北宇和郡鬼北町大字川上2401番3から 同大字2386番3まで	"
"	441号	北宇和郡鬼北町大字大宿894番2	"
"	"	北宇和郡鬼北町大字国遠660番2	"

公 告

○公 告

愛媛県人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

平成25年 9月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 人事行政の運営の状況

(1) 任免及び職員数に関する状況

ア 職員の採用の状況

平成24年度の新規採用者数は、市町立小・中学校教員を含め、愛媛県全体で607人です。任命権者別の職種別・性別内訳は、以下のとおりです。

(ア) 知事

(単位：人)

区分	行政事務	総合土木	建築	農業	林業	水産	化学	薬剤師	児童指導員	臨床検査技師	医師	獣医師	保健師	看護師	海技士	合計
男性	33	12	4	1	1	1	3	3	0	1	0	3	0	1	1	64
女性	12	0	1	0	2	0	0	3	1	3	1	1	2	1	0	27
合計	45	12	5	1	3	1	3	6	1	4	1	4	2	2	1	91

割愛採用者、自治医大医師は除いている。

(イ) 公営企業管理者

(単位：人)

区分	医師	薬剤師	診療放射線技師	臨床検査技師	理学療法士	臨床工学技士	看護師	合計
男性	24	2	2	2	0	1	12	43
女性	10	1	0	1	1	0	80	93
合計	34	3	2	3	1	1	92	136

割愛採用者は除いている。

(ウ) 教育委員会

(単位：人)

区分	行政事務	小中学校教諭	高等学校等教諭	養護教諭	学校事務	栄養教諭	合計
男性	0	47	42	0	10	0	99
女性	1	66	28	25	10	4	134
合計	1	113	70	25	20	4	233

割愛採用者は除いている。

(エ) 警察本部長

(単位：人)

区分	警察官	警察官(武道)	鑑識(化学)	警察事務	少年補導職員	海技士	合計
男性	115	2	1	2	0	2	122
女性	15	1	0	8	1	0	25
合計	130	3	1	10	1	2	147

イ 職員の退職の状況

職員の定年等に関する条例により、一部の職員を除いて定年年齢は60歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職することとしています。平成24年度における退職者数は、定年による退職と定年前の自己都合や死亡等による退職を合わせて767人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区分	知事	公営企業管理者	教育委員会	警察本部長	合計
定年退職	110	21	212	88	431
定年前退職	31	116	152	37	336
合計	141	137	364	125	767

割愛退職者は除いている。

ウ 職員の再任用の状況

地方公務員法により、任命権者は、定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、常時勤務又は短時間勤務の職に採用することができることとされています。任期は1年ですが、平成21年度に再任用された職員については3回、平成22年度以降については4回に限り任期を更新することができます。平成24年度における新規再任用者数は101人、任期更新者数は184人、離職者数は77人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知事	公営企業管理者	議会議長	教育委員会	警察本部長	合計
新規再任用者数	38	2	1	44	16	101
任期更新者数	82	10	1	86	5	184
離職者数	26	2	0	44	5	77

エ 職員数の状況

平成24年及び平成25年の各年の4月1日現在の部門別職員数の状況と平成25年の職員数の主な増減理由、年齢別職員構成の状況並びに定員適正化計画の数値目標及び進捗状況は、以下のとおりです。

(ア) 部門別職員数の状況と平成25年の職員数の主な増減理由

(各年4月1日現在)

		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成24年	平成25年		
一般 行政 部門	議 会	30	30	0	
	総務企画	612	610	2	国体準備業務の増、事務処理体制の効率化
	税 務	192	191	1	再任用短時間職員による代替
	民 生	351	344	7	事務処理体制の効率化
	衛 生	474	483	9	原子力安全対策の強化、医療対策の強化
	労 働	85	86	1	雇用対策の強化
	農林水産	1,039	1,020	19	事務処理体制の効率化
	商 工	195	196	1	営業機能の強化、瀬戸内しま博の実施体制の整備
	土 木	817	805	12	事務処理体制の効率化
	小 計	3,795 [122]	3,765 [135]	30 [13]	
特別 行政 部門	教 育	12,532	12,392	140	児童生徒数の減少による教職員の減
	警 察	2,797	2,792	5	警察官の減
	小 計	15,329 [151]	15,184 [177]	145 [26]	
公営 企業 部門	小 計	1,997 [12]	1,991 [16]	6 [4]	中央病院のPFI事業者への業務移行
合計	21,121 [285]	20,940 [328]	181 [43]		
(条例定数)	(22,029)	(21,980)	(49)		

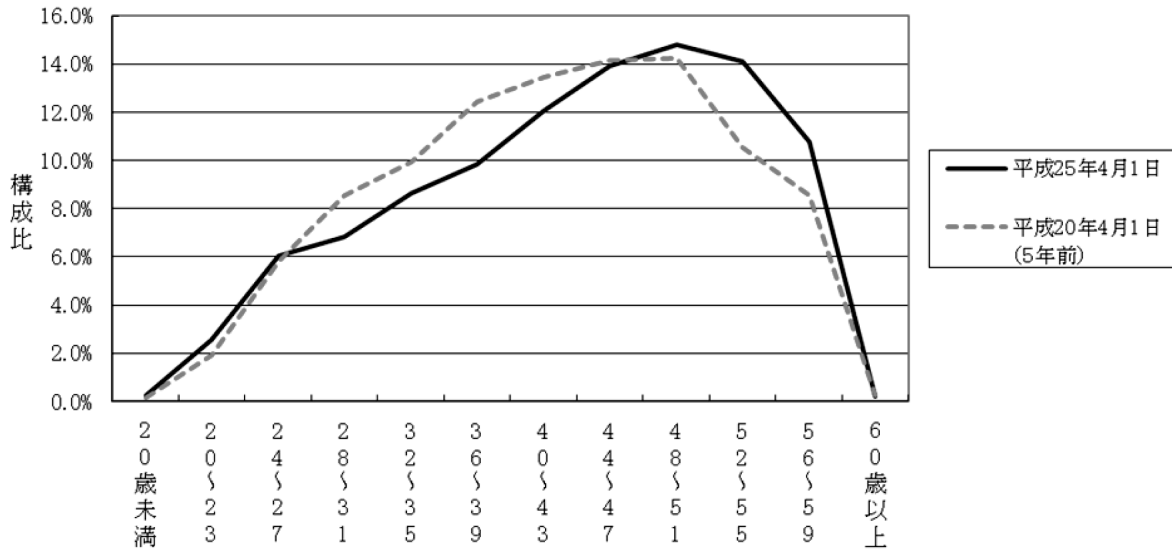
注1 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者及び派遣職員を含み、臨時又は非常勤の職員は含まれていません。

2 []内は、再任用職員の数であり、外書きです。

3 この表は、従事する職務の部門ごとの職員の集計であり、「(2) 給与の状況」において適用給料表ごとに集計した職員数とは一致しません。

4 一般行政部門には、知事の事務部局(公立大学法人愛媛県立医療技術大学への派遣職員を除く。)のほか、人事委員会、議会、監査委員及び労働委員会の事務部局が含まれています。

(イ) 年齢別職員構成の状況（平成25年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	57	541	1,265	1,427	1,804	2,057	2,531	2,917	3,102	2,950	2,251	38	20,940
構成比	0.3%	2.6%	6.0%	6.8%	8.6%	9.8%	12.1%	13.9%	14.8%	14.1%	10.7%	0.2%	100.0%

(ウ) 定員適正化の数値目標及び進捗状況

a 定員適正化目標（数・率）

計 画 期 間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成24年4月1日	平成27年4月1日	平成27年4月1日までの4年間で一般行政部門の職員数（3,861人）を160人程度（4%）削減（第五次定員適正化計画）。

b 定員適正化手法の概要

スクラップ・アンド・ビルドの徹底、事務事業や組織・機構の整理合理化、アウトソーシングの推進、IT技術の積極的な活用、中長期的視点に立った計画的な職員採用などにより定員の縮減及び増員の抑制に努めました。

c 第五次定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

区分	職員数	平成23年 (計画前年)	平成24年 (1年目)	平成25年 (2年目)	平成26年 (3年目)	平成27年 (4年目)	平成24～27年 計	(参考) 数値目標
		増減	増減	増減	増減	増減		
一般行政部門	職員数	3,861	3,795	3,765				3,700人程度
	増減		66	30			96 (60.0%)	160人程度
教育部門	職員数	12,707	12,532	12,392				
	増減		175	140			315	
警察部門	職員数	2,776	2,797	2,792				
	増減		21	5			16	
公営企業部門	職員数	2,002	1,997	1,991				
	増減		5	6			11	
計	職員数	21,346	21,121	20,940				
	増減		225	181			406	

注1 計画期間は、平成24年度から平成27年度までの4年間です。

2 ()内の数値は、数値目標に対する進捗率を示すものです。

(2) 給与の状況

ア 総括

(ア) 人件費の状況（普通会計決算）

人件費には、一般職の職員（警察関係職員、教育関係職員及び一般行政関係職員をいう。以下同じ。）に支給する給与と、特別職の職員に支給する知事等特別職の給与、議員の報酬及び期末手当並びに委員等報酬のほか、地方公務員共済組合負担金、退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費等が含まれています。

平成24年度における普通会計の決算による人件費の状況は、以下のとおりです。

区 分	住民基本台帳人口 (平成24年度末)	歳 出 額 (A)	実 質 収 支	人 件 費 (B)	人件費率 (B / A)	平成23年度 の人件費率
平成24年度	1,431,445 人	588,514,279 千円	2,281,209 千円	172,986,474 千円	29.4 %	29.1 %

(イ) 職員給与費の状況（普通会計予算）

平成25年度当初予算における職員給与費の状況は、以下のとおりです。

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり 平均給与費 (B / A)
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 (B)	
平成25年度	19,565 人 (132)	86,566,653 千円	13,958,227 千円	31,357,957 千円	131,882,837 千円	6,741 千円

- 注1 職員給与費とは、人件費のうち、一般職の職員に対して支給される給料及び扶養手当、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。
- 2 職員数は、平成25年度当初予算に計上された数値であり、平成25年4月1日現在の実職員数とは一致しません。
- 3 ()内の数値は、再任用短時間勤務職員の数であり、内数です。

(ウ) 特記事項

県の危機的な財政状況を踏まえ、人件費の抑制を図るため、平成18年度から知事等特別職及び一般職員の給与の臨時的な減額措置を行っています。

なお、平成25年度の給与減額措置の内容は、以下のとおりです。

特別職

区分	平成25年4月1日から平成25年6月30日まで		平成25年7月1日から平成26年3月31日まで	
	給料	期末手当	給料	期末手当
知 事	25 / 100	減額後の給料の月額による額	30 / 100	減額後の給料の月額による額
副知事	15 / 100		20 / 100	
教育長、管理者、常勤監査委員	12 / 100		17 / 100	

一般職員

区分	平成25年4月1日から 平成25年6月30日まで	平成25年7月1日から平成26年3月31日まで		
	給料	給料	管理職手当	その他の手当*
特定幹部職員	1 / 100	9.77 / 1000	10 / 100	減額後の給料の月額による額
管理職員	0.5 / 100	7.77 / 1000	10 / 100	
一般職員	-	6.77 / 1000	-	
若年層職員	-	3.77 / 1000	-	

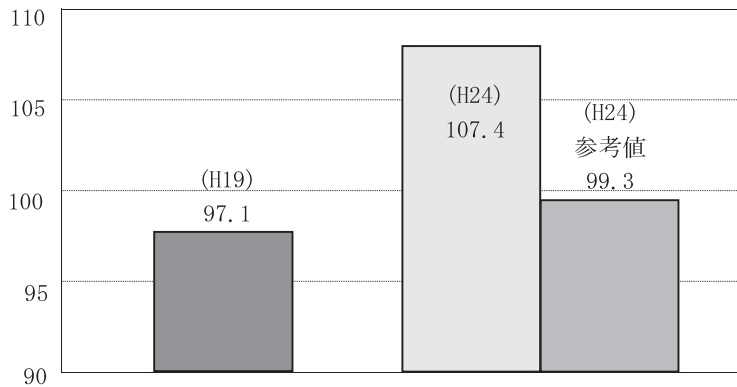
* 減額措置の対象となる手当（給料の月額を算出基礎に含む手当）
 地域手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、特給・へき地手当
 農林漁業普及指導手当、特殊勤務手当の一部、定時制通信教育手当、産業教育手当
 期末・勤勉手当、退職手当は、減額前の給料の月額による。

(エ) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

ラスパイレス指数とは、各地方公共団体の学歴別・経験年数別の職員数が国家公務員のそれと同じであると仮定し、その職員数に各地方公共団体の平均給料月額を乗じて得られる給料総額が国家公務員の給料総額に対してどのような割合になるかを示す指数ですが、上記の本県ラスパイレス指数は、本県の一般行政職の給与水準を、国家公務員の行政職俸給表（一）適用者のそれを 100として比較したものです。

本県の平成24年度におけるラスパイレス指数は、国家公務員の給与減額支給措置が実施されていることから、107.4となっていますが、都道府県の平均と比べると同程度となっており、国家公務員の給与減額支給措置がないものとした場合の同指数は99.3と国よりも低くなっています。

なお、給与水準の比較対象となる給料に加えて、東京都特別区など主に民間賃金の高い地域に勤務する職員には、最大18%の地域手当が支給されており、支給対象職員の割合は、国家公務員が71.8%（24年4月1日現在）であるのに対し、県職員は0.3%（25年4月1日現在）となっていますが、このラスパイレス指数には反映されていません。

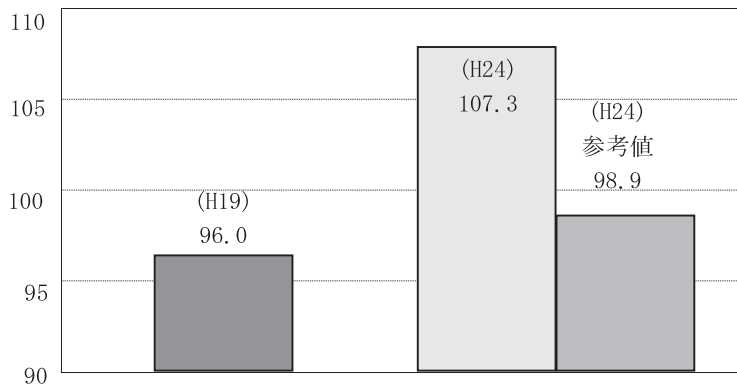


本県では、平成19年度は、給料の臨時的な減額措置（一般行政職2.6～6.0%）を実施「参考値」は、国家公務員の給与減額支給措置が無いとした場合の値です。

(オ) パーシェ指数の状況（各年4月1日現在）

県職員の給与水準を示す指標として、ラスパイレス指数の他にパーシェ指数があり、本県の平成24年度におけるパーシェ指数は、107.3となっていますが、国家公務員の給与減額支給措置がないものとした場合の同指数は98.9と国より低くなっています。

ラスパイレス指数は国家公務員の職員構成を基準として算出するのに対して、パーシェ指数は本県の職員構成を基準として算出するもので、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。



本県では、平成19年度は、給料の臨時的な減額措置（一般行政職2.6～6.0%）を実施「参考値」は、国家公務員の給与減額支給措置が無いとした場合の値です。

イ 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(ア) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成25年4月1日現在）

本県では、行政職給料表、公安職給料表、中学校・小学校教育職員給料表、高等学校等教育職員給料表、技能労務職員の給料表など9種類の給料表を定めています。

平成25年4月1日現在における職員数（企業会計関係職員1,991人及び再任用短時間勤務職員132人を含まない。以下イ及びウにおいて同じ。）は、18,948人です。

このうち、代表的な職種である一般行政職（行政職給料表適用者のうち、税務事務に従事する職員及び船員（以下「税務職員等」という。）を除いた職員をいう。以下イ及びウにおいて同じ。）3,981人（21.0パーセント）、技能労務職 279人（1.5パーセント）、高等学校（特殊・専修・各種）教育職 3,324人（17.5パーセント）、中学校・小学校教育職 8,041人（42.4パーセント）及び公安職 2,416人（12.8パーセント）の職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況は、以下のとおりです。

a 一般行政職（行政職給料表適用者（税務職員等を除く。））

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	44.7歳	349,312円	446,864円

b 技能労務職（技能労務職に係る給料表適用者）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	49.6歳	342,182円	384,397円
うち 用務員	48.9歳	336,409円	382,171円
うち 自動車運転手	53.1歳	363,244円	410,192円
うち 学校給食員	47.4歳	325,486円	356,132円

c 高等（特殊・専修・各種）学校教育職（高等学校等教育職員給料表適用者ほか）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	43.2歳	379,536円	430,788円

d 中学校・小学校（幼稚園）教育職（中学校・小学校教育職員給料表適用者）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	45.7歳	386,163円	423,080円

e 公安職（公安職給料表適用者）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	38.5歳	320,585円	423,952円

注1 平均給料月額とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の給料、給料の調整額及び教職調整額の合算額の平均であり、学歴、経験年数、職位等の要素は、考慮に入れていません。

2 平均給与月額とは、職員の給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当などの諸手当の額を合計したものの平均です。

(イ) 職員の初任給の状況（平成25年4月1日現在）

平成25年4月1日現在における代表的な職種の職員の初任給を国のそれと比較した状況は、以下のとおりです。

区 分		愛 媛 県	国
一 般 行 政 職	大学卒	176,355円	総合職(大卒) 181,200円 一般職(大卒) 172,200円
	高校卒	142,911円	一般職(高卒) 140,100円
	高校卒	137,789円	-
技 能 労 務 職	高校卒	122,122円	-
	中学卒		
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	204,924円	-
中 学 校 ・ 小 学 校 教 育 職	大学卒	204,924円	-
公 安 職	大学卒	198,047円	203,100円
	高校卒	165,408円	161,500円

ウ) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状態(平成25年4月1日現在)

平成25年4月1日現在における代表的な職種の職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状態は、以下のとおりです。

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行 政 職	大学卒	265,358円	312,103円	366,743円
	高校卒	219,288円	261,026円	310,434円
技 能 労 務 職	高校卒	-	245,551円	-
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	305,058円	365,781円	405,116円
中 学 校 ・ 小 学 校 教 育 職	大学卒	298,869円	353,924円	392,476円
公 安 職	大学卒	286,606円	350,050円	392,909円
	高校卒	249,291円	291,565円	359,916円

注 経験年数とは、おおむね次のとおりです。

学歴取得後直ちに本県へ就職した者 県職員として在職した年数

学歴取得後無職の期間又は他へ就職していた期間を経て本県へ就職した者 無職の期間の4分の1及び他へ就職していた期間のおおむね10分の8の期間と県職員として在職した期間とを合算した年数

ウ 一般行政職の級別職員数等の状況

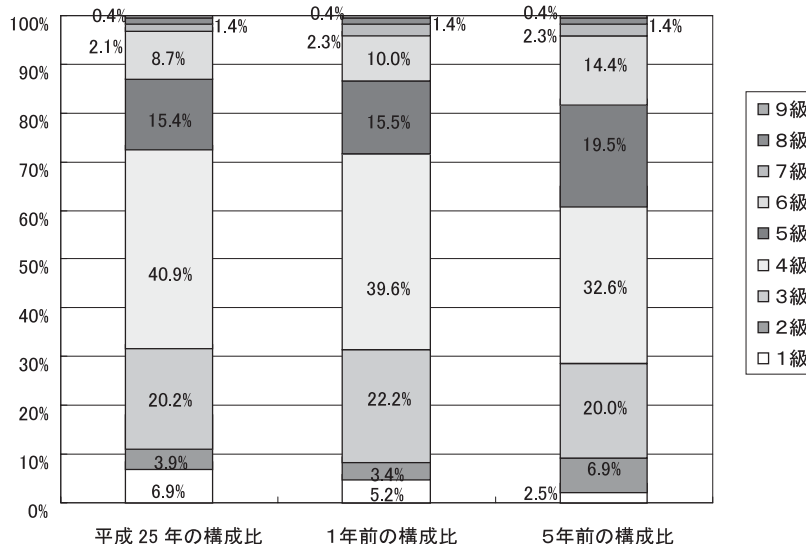
一般行政職の級別職員数の状況(平成25年4月1日現在)

本県における一般行政職の職員に適用される行政職給料表は、職務により1級から9級までの9区分に分かれており、これらは、10級制となっている国の行政職俸給表(一)の1級から9級までの区分と同じです。

平成25年4月1日現在における級別職員数とその構成比は、以下のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事・技師	274人	6.9%
2級	主事・技師	157人	3.9%
3級	主任・係長	805人	20.2%
4級	専門員	1,629人	40.9%
5級	課長補佐・主幹	615人	15.4%
6級	課長	346人	8.7%
7級	参事	84人	2.1%
8級	局長	54人	1.4%
9級	部長	17人	0.4%
計		3,981人	100.0%

注 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



エ 職員の手当の状況

職員には、基本給としての給料のほか、各職員の生活実態及び勤務条件の違い等を考慮して、各種の手当を支給しています。主な手当は、以下のとおりであり、おおむね国と同じ内容となっています。

なお、各手当の支給実績及び1人当たり平均支給額は、平成24年度普通会計決算ベースの額です。

(ア) 期末手当・勤勉手当

愛 媛 県			国		
1人当たり平均支給額（平成24年度決算）			-		
1,563千円					
（平成24年度支給割合）			（平成24年度支給割合）		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.6 月分	1.35 月分		2.6 月分	1.35 月分	
（1.45）月分	（0.65）月分		（1.45）月分	（0.65）月分	
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.2月分、勤勉手当1.75月分となっています。
 2 （ ）内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成25年4月1日現在）

愛 媛 県			国		
（支給率）	自己都合	勤奨・定年	（支給率）	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた11段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置（2～20%加算）			定年前早期退職特別措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額	4,807 千円	25,324 千円			

注 1人当たり平均支給額は、平成24年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(ウ) 地域手当（平成25年4月1日現在）

地域手当は、民間賃金の地域間格差を適切に反映するため、東京都特別区及び大阪府大阪市に勤務する職員に対して支給しているものです。また、医師の採用を容易にするためにも支給しています。加えて、東日本大震災に係る宮城県の復旧事業等に従事するため、地方自治法第252条の17の規定に基づき、愛媛県から宮城県に派遣される職員について、愛媛県と宮城県の協定に基づいて支給しています。

支 給 実 績（平成24年度決算）		48,427千円		
支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）		864,768円		
区 分	支給対象地域	支 給 率	支給対象職員数	国の支給率
医 師		15%	24人	15%
医師以外	東京都（特別区）	18%	23人	18%
	大阪府（大阪市）	15%	6人	15%
	宮城県（仙台市）	4.5%	3人	6%

注 支給対象職員数は、平成25年4月1日現在の職員数です。

(エ) 特殊勤務手当 (平成25年 4月 1日現在)

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に、その勤務の特殊性に基づき支給するものです。

支給実績 (平成24年度決算)	1,230,317千円		
支給職員 1人当たり平均支給額 (平成24年度決算)	105,925円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成24年度)	60.7%		
手当の種類 (手当数)	55		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
県税事務従事職員の特殊勤務手当	県税事務に従事する職員	納税義務者、滞納者等を訪問して行う県税の賦課及び徴収に関する業務等	日額 500円
伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当	伝染病防疫業務に従事する職員	伝染病患者等の救護作業 伝染病菌の付着した物件等の処理作業 伝染病菌を有する家畜等の防疫作業	日額 290円
産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員の特殊勤務手当	産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員	人体に有毒なガスの発生を伴う業務 特に危険性を有する薬品を取り扱う業務 病理細菌を取り扱う業務	日額 290円 及び 日額 200円
特殊現場作業従事職員の特殊勤務手当	特殊現場作業に従事する職員	トンネルの坑内で従事するトンネル掘り作業 墜落の危険が特に著しい箇所で行う作業等	日額 560円 日額 220円
レントゲン技術従事職員の特殊勤務手当	レントゲン技術又はその補助に従事する職員	レントゲンを使用して、有害放射線の影響を受ける作業	日額 230円
児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員の特殊勤務手当	児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員	児童の一時保護作業 児童及び精神障害者等の心理判定作業 重症心身障害児等の看護作業等 精神障害者等の看護作業等	日額 350円 ～ 日額 420円
児童自立支援施設に勤務する職員の特殊勤務手当	児童自立支援施設に勤務する職員	児童の自立支援又は生活支援の業務	日額 820円、1,480円、2,220円
県警察に勤務する職員の特殊勤務手当			
私服員の捜査、逮捕作業等手当	当該作業に従事する私服警察職員	犯罪予防、捜査、被疑者逮捕作業	日額 560円
犯罪鑑識作業手当	当該作業に従事する警察職員	指紋、手口、写真等を利用する犯罪鑑識作業	日額 280円又は560円
交通取締用自動車等運転作業手当	当該作業に従事する警察職員	交通取締用自動車その他特殊自動車運転作業	日額 420円又は560円
山岳捜索救難作業手当	山岳救助警備隊に属する警察職員	山岳において遭難事故が発生した場合において行う遭難者の捜索救難作業	日額 840円
警ら作業手当	当該作業に従事する警察職員	警ら作業	日額 340円
身辺警護等作業手当	当該作業に従事する警察職員	天皇又は皇后、皇太子、皇太子妃、文仁親王若しくは悠仁親王の警衛作業 その他の要人等の警護作業	日額 1,150円 日額 640円
銃器犯罪捜査作業手当	当該作業に従事する警察職員	銃器等が使用されている犯罪現場における被疑者逮捕等の作業 銃器を所持する被疑者の逮捕、警戒等の作業 保護対象者の身辺警戒又は固定警戒の作業	日額 1,640円 日額 820円又は1,100円 日額 820円
ひき逃げ捜査作業手当	当該作業に従事する交通専務員	ひき逃げ捜査作業	日額 560円

交通取締等作業手当	当該作業に従事する交通専務員	共同危険行為取締作業 交通取締り(の作業を除く。)、整理及び事故処理作業	日額 560円 日額 310円
留置場等看守作業手当	当該作業に従事する警察職員	留置場等において収容者を看守する作業	日額 230円
被疑者護送作業手当	当該作業に従事する警察職員	被疑者護送作業	日額 230円
火薬類取締作業手当	当該作業に従事する警察職員	火薬類の取締作業(不発弾の処理作業を含む。)	日額 250円
夜間特殊作業手当	当該作業に従事する警察職員	夜間(深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)を含む時間)に従事する特殊業務	1回 410円、730円又は1,100円
潜水作業手当	当該作業に従事する警察職員	潜水器具を着用して従事する潜水作業	1時間 310円又は780円
死体取扱作業手当	当該作業に従事する警察職員	検視管理官が行う検視又は解剖立会いの作業 その他の死体取扱作業	1回 3,200円 1回 1,600円
爆発物処理作業手当	当該作業に従事する警察職員	爆発物処理作業	1回 5,200円
特殊危険物質処理作業等手当	当該作業に従事する警察職員	特殊危険物質(サリン等)の処理作業 特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業 特殊危険物質が発生するおそれがある実験作業	日額 5,200円 日額 250円 日額 460円
緊急業務処理作業手当	当該作業に従事する警察職員	正規の勤務時間外に突発的な事件又は事故の処理のため出勤を命じられ、夜間に従事する作業	1回 1,240円
少年補導作業手当	少年補導職員	少年補導作業	日額 310円
災害警備等作業手当	当該作業に従事する警察職員	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所等において行う災害警備、遭難救助等の心身に著しい負担を与える作業	日額 840円
術科指導作業手当	当該作業に従事する術科指導員	術科指導作業(本務として従事する作業を除く。)	1時間 300円
漁労手当	水産実習船に勤務する船員	漁労業務	日額 3,000円~8,400円
社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当	社会福祉主事、身体障害者更生相談所に勤務する身体障害者福祉司、児童福祉司	要保護者等を訪問して行う指導等、身体障害者に面接して行う相談等又は児童等に面接して行う相談等の業務	日額 510円
精神保健指定医、診察立会職員及び精神障害者移送に従事する職員の特殊勤務手当	精神保健指定医、診察立会職員等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく診察、立会又は移送の業務	日額 320円
職業訓練指導業務従事職員の特殊勤務手当	高等技術専門校に勤務する職業訓練指導員	職業訓練業務	日額 790円
と畜検査業務従事職員の特殊勤務手当	食肉衛生検査センターに勤務する職員	と畜場法による獣畜のとさつ又は解体の検査	日額 1,180円
麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当	麻薬取締員	麻薬及び向精神薬取締法による司法警察職員として従事する危険な職務	日額 420円
爆発物取締業務従事職員の特殊勤務手当	本庁爆発物取締主管課又は地方局に勤務する職員	火薬類取締法又は高圧ガス保安法に基づく完成検査、保安検査等の業務	日額 250円
漁業取締作業従事職員の特殊勤務手当	当該作業に従事する職員	漁業取締船に乗り組んで従事する漁業取締作業	日額 500円
夜間看護手当	子ども療育センターに勤務する看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等の業務	1回 2,000円から3,300円まで

家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定所に勤務する職員の特務勤務手当	家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定所に勤務する獣医師である職員	家畜保健衛生所法による家畜の伝染病の予防、人工授精の実施等の事務	日額 730円 (B S E 検査 : 810円加算)
潜水手当	農林水産研究所水産研究センターに勤務する職員	海中の魚礁の状況、魚介類の育成状況等を調査するため、潜水器具を着用して行う潜水作業	1時間 310円又は780円
用地交渉等業務に従事する職員の特務勤務手当	農林水産部農業振興局農地整備課、土木部管理局用地課、地方局産業経済部土地改良主務課及び治山主務課並びに地方局建設部(土木事務所を含む。)に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	日額 650円
身体障害者等福祉業務従事職員の特殊勤務手当	身体障害者更生相談所に勤務する看護師等 婦人相談所又はさつき寮に勤務する職業訓練指導員又は生活指導員	看護業務 職業訓練又は生活指導の業務	日額 420円
精神障害者等訪問指導業務従事職員の特殊勤務手当	保健所又は心と体の健康センターに勤務する保健師	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき精神障害者等を訪問して行う相談指導業務又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく訪問指導業務	日額 230円
航空手当	当該業務に従事する職員	航空機の操縦業務 航空機の整備等業務(整備士) 航空機に搭乗して行う訓練等の業務(及び 以外)	1時間 7,700円 1時間 4,500円 1時間 1,900円
災害応急作業等手当	土木部河川港湾局河川課及び港湾海岸課並びに道路都市局道路建設課及び道路維持課並びに地方局建設部(土木事務所及びダム管理事務所を含む。)に勤務する職員	異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止されている区間の道路等の危険な区域において行われる次の作業 巡回監視 応急作業等	日額 480円 日額 730円
	当該作業等に従事する職員	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業 原子力災害対策特別措置法第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第63条第1項の規定に基づく警戒区域において行う作業 本部長指示により居住者等が避難のための立退き若しくは計画的な立退きを行うこととされた地域において行う作業 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき居住者等が屋内への退避を行うこととされた区域の屋外において行う作業 帰還困難区域において行う作業 居住制限区域において行う作業	日額 20,000円~3,300円 屋外作業 日額 6,600円 屋内作業 日額 1,330円 屋外作業 日額 5,000円 屋内作業 日額 1,000円 日額 2,500円 屋外作業 日額 6,600円 屋内作業 日額 1,330円 屋外作業 日額 3,300円 屋内作業 日額 660円
	東日本大震災に対処するため当該作業に従事する職員	異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止されている区間の道路等の危険な区域において行われる次の作業 巡回監視 応急作業等	日額 480円 日額 730円
食鳥検査業務従事職員の特殊勤務手当	食肉衛生検査センターに勤務する職員	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律による食鳥検査業務	日額 1,180円

特殊自動車運転作業手当	農業大学校及び農林水産研究所（水産研究センターを除く。）並びに東予地方局産業経済部今治支局地域農業室、中予地方局産業経済部産業振興課地域農業室及び南予地方局産業経済部産業振興課地域農業室に勤務する職員	大型特殊自動車等の運転作業	日額 290円
兼務手当	当該業務に従事する教育職員	定時制の課程の授業又は補助の業務（本務として従事する業務を除く。）	1時間 510円、610円又は670円
添削手当	当該業務に従事する教育職員	通信制の課程を担当して行う添削指導業務（本務として従事する業務を除く。）	添削1回 110円
教員特殊業務手当	当該業務に従事する教育職員（職務の級が中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の1級、2級又は特2級のものに限る。）	非常災害時における児童等の保護又は緊急の防災等の業務 児童等の負傷、疾病等に伴う救急の業務等 修学旅行等引率業務 対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務（泊を伴うもの等） 部活動における児童等に対する指導業務（週休日、休日等に行うもの） 入学試験における受験生の監督等の業務（週休日、休日等に行うもの）	日額 6,400円 日額 6,000円 日額 3,400円 日額 3,400円 日額 2,400円 日額 900円
多学年学級担当手当	公立の小学校又は中学校の2の学年の児童等で編制されている学級を担当する教育職員（一定以上の授業時間数の者に限る。）	当該多学年学級における授業又は指導業務	日額 290円
教育業務連絡指導手当	教務主任、学年主任、生徒指導主事等	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務	日額 200円
面接指導手当	当該業務に従事する教育職員	講師として通信制の課程の授業又はその補助を行う業務（本務として従事する業務を除く。）	1時間 760円
特別支援教育手当	特別支援学校に勤務する教育職員及び特別支援学級等を担当する教育職員	障害のある幼児、児童又は生徒に対する授業又は指導業務	日額 1,000円又は1,200円
道路上作業手当	地方局建設部又は土木事務所に勤務する技能労務職員	交通遮断することなく行う道路の維持修繕、舗装の打換え等の作業	日額 300円
家畜ふん尿処理作業手当	農林水産研究所畜産研究センターに勤務する技能労務職員	たい肥舎等において行う有害物の発生を伴う家畜ふん尿の処理作業	日額 290円

(オ) 超過勤務手当

支給実績（平成24年度決算額）	2,839,243千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	166千円
支給実績（平成23年度決算額）	2,953,214千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	171千円

(カ) その他の手当 (平成25年 4月 1日現在)

手当名	内容	支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給	・配偶者 13,000円 ・配偶者以外 6,500円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 〔満15歳に達する日後の最初の年度初めから満22歳に達する日以降の最初の年度末までの子1人につき5,000円加算〕	同	-	千円 2,385,181	円 247,554
住 居 手 当	自ら居住するための住宅等を借り受け、家賃等を支払っている職員等に支給 (経過措置) 平成26年度まではその所有に係る住宅に居住する職員で世帯主である者等にも支給	【借家・借間居住者】 ・家賃23,000円以下 家賃額 - 12,000円 ・家賃23,000円超55,000円未満 (家賃額 - 23,000円) × 1 / 2 + 11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円 (支給限度額)	同	-	千円 1,413,649	円 125,635
		【持家居住者】(経過措置) 3,000円	異	国支給なし		
初 任 給 調 整 手 当	医師等採用による欠員の補充が困難である職に採用された職員等に支給	採用困難の程度等を考慮して定める職の区分及び採用の日以後の期間の区分に応じて支給 上限額：410,900円	同	-	千円 65,920	円 1,318,400
通 勤 手 当	通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を使用している職員等に支給	【公共交通機関利用者】 6箇月定期等廉価な価額による運賃等相当額 上限額：78,000円	異	国上限額 55,000円	千円 1,646,935	円 109,818
		【交通用具利用者】 距離に応じた定額 片道2km以上5km未満2,500円 ~ 片道95km以上47,200円	異	国上限額 24,500円		
単 身 赴 任 手 当	公署を異にする異動等に伴い単身で生活することとなった職員に対して支給	23,000円 + 加算額 加算額は、配偶者同居との距離に応じて6,000 - 45,000円	同	-	千円 159,190	円 315,853
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給	給料表別、職務の級別、区分別の定額	同	-	千円 1,368,431	円 662,358
特 地 勤 務 手 当 及 び 特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署等に勤務する職員に支給	給料及び扶養手当の月額に対して、100分の2から100分の21までの範囲で、公署の区分に応じた一定率を乗じた額	同	-	千円 31,867	円 224,415
へき地手当及びへき地手当に準ずる手当	へき地学校等に指定された学校に勤務する教育職員に対して支給	給料及び扶養手当の月額に対して、100分の2から100分の21までの範囲で、学校の区分に応じた一定率を乗じた額			千円 159,158	円 290,434
定 時 制 通 信 教 育 手 当	県立の高等学校で本務として定時制教育又は通信教育に従事する教育職員等に支給	給料月額に100分の5から100分の7を乗じた額 (管理職手当との併給調整あり。)			千円 34,154	円 322,208
産 業 教 育 手 当	県立の高等学校で農業、水産又は工業に係る産業教育に従事する教育職員に支給	給料月額に100分の7を乗じた額 (管理職手当等との併給調整あり。)			千円 109,541	円 314,773
義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	小学校、中学校又は県立学校に勤務する教育職員に支給	上限額：15,900円 職務の級号給に応じた定額 (産業教育手当等との併給調整あり。)			千円 796,643	円 69,473
農 林 漁 業 普 及 指 導 手 当	農林漁業の普及指導に関する事務に従事する職員に支給	給料月額に100分の6を乗じた額			千円 50,939	円 255,975

宿 日 直 手 当	職員が正規の勤務時間外又は休日等に宿直又は日直をした場合に支給	4,200円 / 1回 ほか (勤務時間による増減あり。)	同	-	千円 444,320	円 239,268
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管理職手当を支給される職員が週休日等に勤務した場合に支給	職責に応じて4,000円～12,000円 / 1回の定額 (6時間を超える場合は加算あり。)	同	-	千円 25,620	円 213,500
夜 勤 手 当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給	勤務1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同	-	千円 137,186	円 156,071
休 日 給	休日等における正規の勤務時間中に勤務した職員に支給	勤務1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の135を乗じた額	同	-	千円 551,809	円 357,853

注 支給単価のうち、特に記載の無いものは月額単価です。

オ 特別職の報酬等の状況 (平成25年 4月 1日現在)

特別職の職員の給料月額又は報酬月額、期末手当の支給割合及び退職手当の算定方式等は、以下のとおりです。

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	990,000円 (1,320,000円)
	副 知 事	858,500円 (1,010,000円)
報 酬	議 長	873,000円 (970,000円)
	副 議 長	783,000円 (870,000円)
	議 員	738,000円 (820,000円)
期 末 手 当	知 事	(平成24年度支給割合)
	副 知 事	2.95月分
	議 長	(平成24年度支給割合)
	副 議 長	2.95月分
	議 員	
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (支給時期) 132万円 × 在職月数 × 0.5 (任期毎)
	副 知 事	101万円 × 在職月数 × 0.38 (")

注 給料月額及び報酬月額は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)及び愛媛県議会議員の報酬の特例に関する条例(平成19年愛媛県条例第37号)に基づき、それぞれ知事25%、副知事15%、議長、副議長及び議員10%の減額をした後の額であり、()内の金額は、減額前の額を記載しています。

カ 公営企業職員の状況

(ア) 電気事業

県営電気事業は、昭和28年10月7日の営業開始以来59年を経過し、現在、銅山川第一発電所(2機)、同第二発電所、同第三発電所、富郷発電所、肱川発電所、道前道後第一発電所、同第二発電所及び同第三発電所の合計8発電所(9機)において、最大出力67,000キロワットで営業しています。

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与費比率(B / A)	平成23年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成24年度	千円 2,080,843	千円 222,486	千円 364,719	17.5 %	20.0 %

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

(b) 予算

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり 平均給与費 (B / A)
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 (B)	
平成25年度	人 65 (1)	千円 289,312	千円 71,144	千円 134,327	千円 494,783	千円 7,612

注1 職員数及び給与費は、平成25年度当初予算に計上された数値であり、平成25年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

3 ()内の数値は、再任用短時間勤務職員の数であり、内数です。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成25年4月1日現在)

県営電気事業に従事する平成25年4月1日現在の職員数(再任用短時間勤務職員1人を含まない。)は、57人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
愛媛県公営企業 (電気事業)	43歳6月	363,179円	479,341円 (595,329円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、()内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業(電気事業)		愛 媛 県	
1人当たり平均支給額(平成24年度)		1人当たり平均支給額(平成24年度)	
1,654千円		1,563千円	
(平成24年度支給割合)		(平成24年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

注1 特定幹部職員(局長級以上の職員)については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.20月分、勤勉手当1.75月分となっています。

2 ()内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当（平成25年 4月 1日現在）

愛媛県公営企業（電気事業）			愛 媛 県		
（支給率）	自己都合	勤奨・定年	（支給率）	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた 8 段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた 8 段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置（2～20%加算）			定年前早期退職特別措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額 - 千円 - 千円			1人当たり平均支給額 4,807千円 25,324千円		

注 1人当たり平均支給額は、平成24年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(c) 地域手当（平成25年 4月 1日現在）

支給対象職員は、いません。

(d) 特殊勤務手当（平成25年 4月 1日現在）

支給総額（平成24年度決算）				59千円
支給職員 1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）				2,573円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成24年度）				46.9%
手当の種類（手当数）				2
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価	
危険作業手当	発電所又は工業用水管理事務所に勤務する職員	傾斜30度以上の水圧管施設工事及び内部工事の作業等 水圧鉄管充水時の水車ケーシング及びドラフトチューブの内部作業等 ずい道水圧管内における調査、測量作業等 地上又は水面上10メートル以上の墜落の危険が特に著しい箇所で行う工事の監督、調査等 金属ナトリウム、苛性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸等を取扱う業務	日額 570円 日額 400円 日額 340円 日額 220円 日額 200円	
用地交渉等業務手当	公営企業管理局に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	日額 650円	

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成24年度決算）	38,424千円
職員 1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	961千円
支給実績（平成23年度決算）	47,402千円
職員 1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	1,077千円

注 職員 1人当たり平均支給年額には、休日勤務手当を含んでいます。

(f) その他の手当 (平成25年 4月 1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶 養 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 10,155	円 267,237
住 居 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 5,218	円 121,340
通 勤 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 2,766	円 67,455
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 1,248	円 312,000
管 理 職 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 6,211	円 690,111
特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 96	円 96,435
宿 日 直 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0
管 理 職 員 特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0
夜間勤務手当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	-	千円 2,492	円 226,535

(イ) 工業用水道事業

県営工業用水道事業は、昭和39年 4月 1日の営業開始以来49年を経過し、現在、松山・松前地区工業用水道、今治地区工業用水道、西条地区工業用水道の3地区において、計画給水量249,220立方メートルで営業しています。

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与費比率(B/A)	平成23年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成24年度	千円 1,145,254	千円 299,181	千円 171,555	% 15.0	% 14.9

注1 決算には、消費税を含んでいません。

注2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

(b) 予算

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり 平均給与費 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 (B)	
平成25年度	人 23 (3)	千円 105,208	千円 22,785	千円 40,551	千円 168,544	千円 7,328

注1 職員数及び給与費は、平成25年度当初予算に計上された数値であり、平成25年 4月 1日現在の実職員数とは一致しません。

注2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

注3 ()内の数値は、再任用短時間勤務職員の数であり、内数です。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成25年 4月 1日現在)

県営工業用水道事業に従事する平成25年 4月 1日現在の職員数 (再任用短時間勤務職員3人を含まない。)は、19人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
愛媛県公営企業 (工業用水道事業)	46歳11月	390,485円	448,426円 (573,002円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

注2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、()内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業（工業用水道事業）		愛 媛 県	
1人当たり平均支給額（平成24年度）		1人当たり平均支給額（平成24年度）	
1,713千円		1,563千円	
（平成24年度支給割合）		（平成24年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.20月分、勤勉手当1.75月分となっています。

2 ()内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当（平成25年4月1日現在）

愛媛県公営企業（工業用水道事業）			愛 媛 県		
（支給率）	自己都合	勲奨・定年	（支給率）	自己都合	勲奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分	勤続25年	32.83月分	38.955月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分	勤続35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	最高限度額	55.86月分	55.86月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置（2～20%加算）			定年前早期退職特別措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額	-千円	-千円	1人当たり平均支給額	4,807千円	25,324千円

注 1人当たり平均支給額は、平成24年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(c) 地域手当（平成25年4月1日現在）

支給対象職員は、いません。

(d) 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

支給総額（平成24年度決算）				110千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）				6,866円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成24年度）				69.5%
手当の種類（手当数）				2
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価	
危険作業手当	発電所又は工業用水管理事務所に勤務する職員	傾斜30度以上の水圧管施設工事及び内部工事の作業等	日額	570円
		水圧鉄管充水中の水車ケーシング及びドラフトチューブの内部作業等	日額	400円
		ずい道水圧管内における調査、測量作業等	日額	340円
		地上又は水面上10メートル以上の墜落の危険が特に著しい箇所で行う工事の監督、調査等	日額	220円
		金属ナトリウム、苛性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸等を取扱う業務	日額	200円

用地交渉等業務手当	公営企業管理局に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	日額 650円
-----------	----------------	---	---------

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成24年度決算）	9,214千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	542千円
支給実績（平成23年度決算）	8,365千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	492千円

注 職員1人当たり平均支給年額には、休日勤務手当を含んでいます。

(f) その他の手当（平成25年 4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（24年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）
扶 養 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 4,976	円 248,775
住 居 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 2,112	円 105,580
通 勤 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 1,601	円 123,146
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 1,104	円 276,000
管 理 職 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 3,864	円 644,052
特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0
宿 日 直 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 12	円 4,000
夜間勤務手当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	-	千円 1,410	円 281,903

(ウ) 病院事業

県営病院事業は、昭和31年10月1日県衛生部から移管を受けて以来56年を経過し、現在、中央、今治、南宇和及び新居浜の4病院で、病床数1,675床を有し、それぞれの地域における中核的医療機関として、その機能を発揮しています。

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用（A）	純損益又は実質収支	職員給与費（B）	総費用に占める職員給与費比率（B/A）	平成23年度の総費用に占める職員給与費比率
平成24年度	千円 36,813,538	千円 1,927,601	千円 14,533,649	% 39.5	% 39.1

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

(b) 予算

区 分	職 員 数（A）	給 与 費				1人当たり平均給与費（B/A）
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計（B）	
平成25年度	人 1,983 (12)	千円 7,999,932	千円 4,284,745	千円 2,957,038	千円 15,241,715	千円 7,686

注1 職員数及び給与費は、平成25年度当初予算に計上された数値であり、平成25年 4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

3 ()内の数値は、再任用短時間勤務職員の数であり、内数です。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成25年4月1日現在）

県営病院事業に従事する平成25年4月1日現在の職員数（再任用短時間勤務職員12人を含まない。）は、1,915人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
愛媛県			
医 師	44歳9月	581,719円	1,255,580円 (1,417,270円)
看 護 師	38歳3月	309,802円	400,098円 (500,026円)
事務職員	45歳11月	378,171円	603,178円 (724,192円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、()内の金額は、期末・勤労手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤労手当

愛媛県公営企業（病院事業）		愛 媛 県	
1人当たり平均支給額（平成24年度）		1人当たり平均支給額（平成24年度）	
1,416千円		1,563千円	
（平成24年度支給割合）		（平成24年度支給割合）	
期末手当	勤労手当	期末手当	勤労手当
2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤労手当に振り替えているため、期末手当2.20月分、勤労手当1.75月分となっています。

2 ()内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当（平成25年4月1日現在）

愛媛県公営企業（病院事業）			愛 媛 県		
（支給率）	自己都合	勤奨・定年	（支給率）	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分	勤続25年	32.83月分	38.955月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分	勤続35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	最高限度額	55.86月分	55.86月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置（2～20%加算）			定年前早期退職特別措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
	医 師	1,806千円 33,208千円		4,807千円	25,324千円
	看護師	1,769千円 24,754千円			
	その他	3,450千円 23,393千円			

注1 1人当たり平均支給額は、平成24年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

2 1人当たり平均支給額のその他は、医師及び看護師を除くすべての職員です。

(c) 地域手当 (平成25年 4月 1日現在)

支 給 総 額 (平成24年度決算)		244,531千円		
支給対象職員 1人当たり平均支給年額 (平成24年度決算)		892,450円		
区 分	支給対象地域	支 給 率	支給対象職員数	愛媛県の制度 (支給率)
医 師		15%	265人	15%

注 支給対象職員数は、平成25年 4月 1日現在の職員数です。

(d) 特殊勤務手当 (平成25年 4月 1日現在)

支給総額 (平成24年度決算)		441,815千円	
支給職員 1人当たり平均支給年額 (平成24年度決算)		297,919円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成24年度)		74.2%	
手当の種類 (手当数)		9	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
結核病とう勤務手当	病院の結核病棟に勤務する職員	病院の結核病棟において行う患者の看護又は患者に接する職務	日額 290円
病理細菌取扱手当	病院の試験室等において病理又は危険である細菌の検査研究等にに従事する職員	病院の試験室等において行う病理又はコレラ、赤痢等危険である細菌の検査、研究等	日額 200円
放射線技術勤務手当	放射線技術又はその補助に従事する職員	病院において行う有害放射線の影響を受ける作業	日額 230円
伝染病医療従事手当	病院において伝染病患者等の診療、看護等に従事する職員	伝染病患者等の診療又は看護 伝染病菌の付着した物件等の処理作業	日額 290円
精神病棟等勤務手当	病院の精神病棟又は精神科に勤務する職員	精神病患者等の看護又はこれらの者に接する業務	日額 320円
夜間看護等手当	病院で深夜に勤務する看護師等 病院に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜 (午後10時から翌日の午前5時までの間) において行われる看護等の業務 救急患者に対処するために命を受け自宅等でする待機 待機中に呼出しを受け、正規の勤務時間以外の時間において行った手術等の業務	1回 2,000円から3,300円まで 1回 860円 1回 1,620円
航空手当	航空機に搭乗して診療、調査等の業務に従事する職員	航空機に搭乗して行う診療、看護、調査、捜索救難等の業務	1時間 1,900円
救急医療従事手当	病院に勤務する管理職医師	正規の勤務時間外において行う救急医療業務	1時間当たりの給与額 × 従事時間
診療応援手当	病院に勤務する医師	他の県立病院等で従事する診療業務	1回 5,000円から20,000円

(e) 時間外勤務手当

支給実績 (平成24年度決算)	1,728,753千円
職員 1人当たり平均支給年額 (平成24年度決算)	928千円
支給実績 (平成23年度決算)	1,644,293千円
職員 1人当たり平均支給年額 (平成23年度決算)	894千円

注 職員 1人当たり平均支給年額には、休日勤務手当を含んでいます。

(f) その他の手当 (平成25年 4月 1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員 1人当たり平均支給年額 (24年度決算)
扶 養 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 166,196	円 218,105

住居手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 223,376	円 179,131
通勤手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 118,295	円 87,110
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 9,112	円 314,207
管理職手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 55,718	円 977,517
初任給調整手当	内容は、一般行政職の制度と同じ。 支給単価は、一般行政職の制度に加え、医師について次の額を支給。 ・職務の級に応じ24,000円又は30,000円（南宇和病院に勤務する医師は124,000円又は130,000円） ・小児科、産婦人科、麻酔科に勤務する者100,000円以内の額	異	医師への加算	千円 959,060	円 3,513,040
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 195,574	円 397,507
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 11,249	円 204,527
夜間勤務手当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	-	千円 188,296	円 182,104

(工) 特別職の報酬等の状況（平成25年4月1日現在）

特別職である管理者の給料月額、期末手当の支給割合及び退職手当の算定方式等は、以下のとおりです。

区 分	給 料 月 額 等
給 料	730,400円（830,000円）
期末手当	（平成24年度支給割合） 2.95月分
退職手当	（算定方式） （支給時期） 83万円 × 在職月数 × 0.25（任期毎）

注 給料月額は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）に基づき12%の減額をした後の額であり、（ ）内の金額は、減額前の額を記載しています。

(3) 勤務時間その他の勤務条件の状況

ア 勤務時間の状況

平成24年度における職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分で、公務の運営上の事情等により特別の形態によって勤務する必要のある職員を除き、午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間は、午後零時から午後1時まで）となっています。

イ 休暇の状況

(ア) 年次有給休暇

年次有給休暇は、1年ごとに20日付与され、残日数は、翌年に限り繰り越すことができます。平成24年の職員1人当たりの年次有給休暇の取得状況は、以下のとおりです。

（単位：日）

区 分	知 事	公営企業管理者	人 事 委 員 会	議 会 議 長	代 表 監 査 委 員	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長
平均取得日数	10.9	8.6	7.9	10.2	7.0	10.3	6.2

(イ) その他の休暇

負傷や病気による療養、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故など条例や人事委員会規則で定める事由に該当する場合には、有給の休暇を付与しています。また、職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は障害のため介護を必要とするものを介護する場合には、無給の休暇を付与しています。

ウ 休業の状況

(ア) 育児休業

職員が3歳に満たない子を養育するために休業することが認められる制度です。育児休業をしている期間については、給与は、支給されません。平成24年度における育児休業者数は、674人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知 事	公営企業管理者	人 事 委 員 会	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
育児休業者数	65	141	1	429	38	674

(イ) 部分休業

職員が3歳に満たない子を養育するため、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、勤務しないことが認められる制度です。部分休業をしている時間については、給与が減額されます。平成24年度における部分休業者数は、21人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
部分休業者数	12	3	4	2	21

(ウ) 育児短時間勤務

職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために短時間勤務をすることが認められる制度です。育児短時間勤務をしている期間については、給与が減額されます。平成24年度における育児短時間勤務者数は、109人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	合 計
育児短時間勤務者数	13	94	2	109

(エ) 修学部分休業

職員が自発的に大学等の教育施設で修学する場合、公務の運営に支障がなく、かつ、職員の公務に関する能力の向上に資すると認められるときは、給与を減額して、正規の勤務時間の1/2以内の時間、2年間で限度に、修学のために必要な時間を休業することが認められる制度です。平成24年度における修学部分休業者数は、0人です。

(オ) 高齢者部分休業

定年退職日前5年間の職員が希望する場合、公務運営に支障がない場合は、給与を減額して、正規の勤務時間の1/2以内の時間、定年退職日までの間、勤務時間を短縮することが認められる制度です。平成24年度における高齢者部分休業者数は、0人です。

(カ) 自己啓発等休業

職員が大学等課程の履修又は国際貢献活動を行う場合、2年間(国際貢献活動は3年間)を限度に休業することが認められる制度です。平成24年度における自己啓発等休業者数は3人です。

(単位：人)

区 分	教 育 委 員 会	合 計
自己啓発休業者数	3	3

(キ) 大学院修学休業

公立学校の教員が、大学院や大学の専攻科の課程に在学して、その課程を履修するため、3年を超えない範囲内で休業することが認められる制度です。平成24年度における休業者数は、0人です。

(4) 分限及び懲戒処分の状況

ア 分限処分の状況

分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務効率の維持を目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、休職又は降任があります。平成24年度における分限処分数は、328件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

区分	知事	公営企業管理者	教育委員会	警察本部長	合計
免職	1	0	0	0	1
休職	92	42	129	64	327
合計	93	42	129	64	328

イ 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、停職、減給又は戒告があります。平成24年度における懲戒処分数は、23件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

区分	知事	公営企業管理者	議会議長	教育委員会	警察本部長	合計
免職	0	0	0	2	0	2
停職	2	0	0	4	2	8
減給	3	1	0	2	0	6
戒告	3	1	1	2	0	7
合計	8	2	1	10	2	23

(5) サービスの状況

地方公務員法第30条では、サービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事制限など、サービス上の強い制約を課しています。各任命権者においては、平成24年度において、以下の措置を講じました。

ア 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長及び代表監査委員

(ア) 綱紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、職員に対し、その徹底を図りました。

通知	概要
交通事故等の防止について	飲酒運転の根絶について意識の徹底を図るとともに、交通事故及び交通違反の防止について注意喚起を行いました。
個人情報及び各種システム等の適正な取扱いについて	県民の個人情報を扱う住民基本台帳ネットワークシステムを業務目的以外に使用した事案が発覚したことを踏まえ、個人情報及び各種システム等の適正な取扱いについて周知徹底を図りました。
綱紀の保持及び服務規律の確保について	職員による不適正な事務処理や法令違反が度重なり発生していることを受けて、業務の適正な執行や交通法規の遵守について周知徹底を図りました。
綱紀の保持及び服務規律の確保について	年末、年始を控え、綱紀の保持及び服務規律の確保を一層徹底し、県政に対する県民の負託に応えるため、県民に対する職務対応の向上及び経費の節減、利害関係者との会食等の自粛、虚礼の廃止、業務の適正な執行、交通法規の遵守、超過勤務の縮減について周知徹底を図りました。
電子メールの利用における事務処理の適正化について	職員に送信された電子メールの内容確認不足により、不適正な事務処理が発生したことを受けて、電子メールの利用における事務処理の適正化について周知徹底を図りました。

- (イ) 職場におけるセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントを防止することを目的として、管理職等を対象に研修を実施するとともに、全職員を対象に職場研修を実施しました。
- (ウ) 愛媛県又は愛媛県職員に対して行われる不当要求行為等に対し、職員の安全及び県行政の適正かつ円滑な執行を確保するため、愛媛県として組織的かつ統一的に対応する際の具体的な対応要領等に関する研修会を実施しました。

イ 教育委員会

網紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、教職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
個人情報及び各種システム等の適正な取扱いについて	知事部局職員において、住民基本台帳ネットワークシステムを業務目的以外に使用した事実が発覚したことを踏まえ、個人情報及び各種システム等の適正な取扱いについて周知徹底を図りました。
交通事故等の防止について	ゴールデンウィーク前の時期をとらえて、交通事故等の防止について注意喚起を行いました。
夏季休暇及び年次有給休暇の取得促進について	教職員の夏季における心身の健康の維持及び増進並びに家庭生活の充実を図るため、夏季休暇及び年次有給休暇の計画的取得に努めるよう周知しました。また、日頃から教職員のコミュニケーションを通じて、教職員が休暇を取りやすい雰囲気づくりに取り組むよう通知しました。
網紀の保持及び服務規律の確保について	知事部局職員において、不適切な業務執行や酒気帯び運転による人身事故等が発生したことを踏まえ、業務の適正な執行及び交通法規の遵守について周知徹底を図りました。
衆議院議員総選挙における地方公務員の服務規律の確保について	衆議院議員総選挙が行われることを踏まえ、公職選挙法等の法令遵守及び地方公務員としての政治的中立性の確保について周知徹底を図りました。
網紀の保持及び服務規律の確保について	年末、年始を控え、網紀の保持及び服務規律の確保を一層徹底し、県政に対する県民の負託に応えるため、県民に対する職務対応の向上及び経費の節減、利害関係者との会食等の自粛、虚礼の廃止、業務の適正な執行、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止等について周知徹底を図りました。
電子メールの利用における事務処理の適正化について	知事部局職員において、電子メールの不適切な処理のために業務に支障をきたす事案が発生したことを踏まえ、電子メールの利用における事務処理の適正化について周知徹底を図りました。
交通事故等の防止について	教職員において、人身事故による逮捕事案や、死亡に至る重大な事故が発生したことを踏まえ、交通事故及び交通違反の防止について周知徹底を図りました。

ウ 警察本部長

- (ア) 網紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
守秘義務の徹底について	秘密の保持の重要性・情報漏洩の態様等について指示しました。
警察職員の辞職承認手続について	辞職承認手続を明文化し、辞職願だけでなく守秘義務の徹底を意識付けるための誓約書の全文自筆作成を指示しました。
営利企業等の従事制限に関する遵守の徹底について	営利企業等の従事制限についての周知徹底を図り、申告漏れのないように指示しました。
職員に対する生活指導推進月間（5月）の実施について	非違事案防止のため、部下職員に対する適切な生活指導を指示しました。
職員家族に対する連絡と信頼の構築の実施について	職員による非違事案の未然防止及び問題兆候の早期発見・解決を実効あるものとするため、職員家族と職場との信頼関係の構築を指示しました。
夏季における規律の保持と各種事故防止について	業務管理の徹底、身上把握・指導の徹底、殉職・受傷事故の防止、交通事故の防止、被留置者事故の絶無に関する指導教養を行い、各種事故防止に努めました。
幹部職員による非違事案の絶無に向けた取組について	全国的に警部等幹部職員による非違事案が増加していることから、幹部職員に対する指導・教養の充実、士気高揚に向けた取組、身上把握・指導の徹底及び勤務環境の改善に向けた取組を指示しました。
警察情報漏えい事案の絶無について	長野県警における警察情報の漏えい事案を受けて、同種事案の絶無に向けた対策の徹底を図りました。
非違事案の絶無に向けた所属長の責務等について	非違事案防止は所属長の重要な責務であることを再認識し、自らを律して部下職員の模範となる姿勢を堅持しつつ、非違事案の未然防止に取り組むよう指示しました。
愛媛県警察非違事案防止対策委員会の設置について	全国で発生した非違事案を教訓とし、本県における再発防止対策を推進するため、「愛媛県警察非違事案防止対策委員会」を設置しました。

独身寮等の適正な運営及び若手警察職員に対する身上把握・生活指導の強化について	若手警察職員による独身寮費の横領事案の発生を受け、若手警察職員に対する指導・監督の徹底及び私的管理金の確実な点検等について指示しました。
第46回衆議院議員総選挙における警察職員の規律の保持について	第46回衆議院議員総選挙に伴う警察職員としての基本的留意事項及び具体的不適切事例を示して、服務規律の確保の徹底を図りました。
年未年始における規律の保持と各種非違事案の防止について	業務管理の徹底、身上把握・生活指導の徹底、殉職・受傷事故の防止、交通事故の防止について、職員に対する指導の強化・徹底を図りました。
適正な飲酒の在り方について	警察職員として節度ある、適正な飲酒の徹底を図りました。
飲酒に絡む非違事案の絶無について	年未年始は公私ともに飲酒の機会が増えることから、厳正な規律の保持を徹底し、飲酒に絡む非違事案の絶無を図りました。
職員の多角的な身上把握の徹底について	「職員指導カード」制度を効果的に運用し、部下職員の前兆事案を早期に把握し、適切な指導を行うよう指示しました
人事異動期における規律の保持と各種事故防止について	人事異動期における非違事案防止対策として、重点実践事項及び一般的実践事項を列挙し、職員に対する指導の強化・徹底を図りました。
節度ある飲酒の徹底について	全国的に飲酒に絡む非違事案が散見され、異動期を控えて飲酒の機会が増えることから、節度ある飲酒の再徹底について指示しました。
業務管理の徹底等について	警察署地域課員による公用文書毀棄等事案の発生を受け、業務管理の徹底及び業務上の非違事案の絶無を図りました。

(6) 研修及び勤務成績の評定の状況

ア 研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のため、平成24年度は、各任命権者において以下のとおり研修を実施しました。

(ア) 知事

a 研修所における研修

愛媛県研修所において、教員、警察官を除く各任命権者の職員を対象に、以下のとおり研修を実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
階 層 別 研 修	新規採用職員、新規採用臨時職員、中堅職員、係長・主幹・課長級の新任者、部長・次長級の現任者を対象に、それぞれの階層に共通に必要なとされる知識・技術の習得を目的とする研修	10コース 参加者 1,095人
ス テ ー ジ ア ッ プ 研 修	新規採用から主幹昇任までの各階層別研修の間を3つの能力開発期間(ステージ)と捉え、次の職位で必要とされる知識・能力をあらかじめ取得することを目的とした研修	24コース 参加者 779人
専 門 研 修	新規採用職員・接遇について、職場内での指導に携わる職員を対象に、指導者としての知識や技法を習得することを目的とした研修	2コース 参加者 187人
出 前 講 座	東予・南予地域の職員の研修機会の拡充を図るため、出前講座(クレーム対応講座)を実施	1コース 参加者 49人
部 局 研 修	新たに税務・生活保護等の業務に従事する職員を対象に、担当する業務に直結する知識・技術の習得を目的とする研修	8コース 参加者 193人

b 長期派遣研修

広範な専門知識や実務能力等の習得、幅広い視野のかん養を図るため、中央省庁(6人)や自治大学校(2人)、民間企業等(4人)へ職員を派遣しました。

また、独立行政法人日本貿易振興機構、財団法人自治体国際化協会及び財団法人交流協会等に5人の職員を長期派遣し、国際化に対応できる人材の育成に努めました。

c 職員の自己啓発を促進するため、自主研究グループ(6グループ)の育成を行いました。

(イ) 公営企業管理者

医療に関する高度な技術や専門知識を習得することにより、県立病院の医療水準の向上を図るため、医師等を国内の先進・専門医療機関（2人）や海外の学会（11人）に派遣しました。

また、県立病院の看護職員を対象に、職務の遂行に必要な知識、技能の習得等を目的として、県立4病院合同研修（15コース、742人）を実施しました。

さらに、看護に関する高度な技術や専門知識を習得することにより、県立病院の看護水準の向上を図るため、看護師に日本看護協会が主催する研修を受講させました。（13人）

(ウ) 人事委員会

人事委員会事務局職員としての資質向上を図るため、全国人事委員会連合会等が実施する研修を受講させました。（5人）

(エ) 議会議長

議会事務局職員としての資質向上を図るため、全国都道府県議会議長会が実施する研修を受講させました。（3人）

(オ) 代表監査委員

監査を行う上で必要とされる専門知識や技術を習得し、その資質の向上を図るため、国の専門機関等が実施する研修を受講させました。（8人）

(カ) 教育委員会

a 教職員としての指導力や資質の向上を図るため、総合教育センター等において、専門的・実践的な研修を以下のとおり実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
基 礎 研 修	教員の初任者、2年経験者、5年経験者、10年経験者を対象に、教育公務員特例法により義務付けられている基礎研修等	〔市町立学校教職員〕 4コース 参加者 403人
		〔県立学校教職員〕 17コース 参加者 296人
職 務 別 研 修	新任の校長、教頭、生徒指導主事等を対象に、校務分掌や職位等に関係する必要な知識・技能の習得を目的とする義務的研修	〔市町立学校教職員〕 25コース 参加者 5,297人
		〔県立学校教職員〕 15コース 参加者 1,828人
課 題 別 研 修	受講を希望する教職員を対象に、英語指導や情報教育等の高い専門知識・技能の習得を目的とする研修	〔市町立学校教職員〕 134コース 参加者 12,683人
		〔県立学校教職員〕 43コース 参加者 3,064人

b 教職員としての指導力や資質向上を目的として、国内の研修機関等や大学院等の教育機関への派遣及び海外派遣について、以下のとおり実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
国 内 派 遣	多様な研修の確保の観点から、教職員の自己研修の奨励と学習指導力の向上を目的として、職員派遣研修を実施しました。	〔市町立学校教職員〕 独立行政法人教員研修センター等 52人
		〔県立学校教職員〕 独立行政法人教員研修センター等 23人
大 学 院 等 派 遣	高度で広範囲な課題に対応する資質を養うことを目的として、国立大学大学院等へ派遣しました。	〔市町立学校教職員〕 愛媛大学大学院等 21人
		〔県立学校教職員〕 愛媛大学大学院等 7人
海 外 派 遣	教職員に諸外国の教育、文化の実情を理解させ、国際的視野に立った識見を深めることを目的として、海外へ派遣しました。	〔市町立学校教職員〕 カナダ・アメリカ他 0人
		〔県立学校教職員〕 アメリカ 2人

(キ) 警察本部長

警察教養規則により、警察職員1人1人が、警察法の精神にのっとり、民主警察の本質と警察の責務とを自覚し、職務に係る倫理を保持し、適正に職務を遂行する能力を修得することを目的に、道府県警察学校等において警察教養を行うこととされています。愛媛県警察学校においては、平成24年度は、採用時教養（7期271人）、昇任時教養（2期15人）、専科等（40期448人）の警察教養を行いました。

また、警察職員として必要な知識及び技能等を習得させるため、警察庁が設置する管区警察学校（220人）、警察大学校（96人）及び法科学研修所（9人）で警察教養を行いました。

イ 勤務成績の評定の状況

(ア) 定期人事考課

a 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員、教育委員会（事務局職員）

課長級以下の一般職の職員を対象に、平成23年12月1日から平成24年11月30日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行いました。勤務評定は、評定を受ける職員の直近上位の職位となる管理職職員が評定者として、職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、評定者の直近上位の職位となる管理職職員が調整者として、評価結果の調整を行います。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、勤務評定と併せ、人事異動に当たっての希望並びに勤務状況についての自己評価及び現在の仕事についての成果等を申告する自己申告書を職員に提出させ、人事異動において活用しています。

b 教育委員会（市町立学校教職員）

平成23年11月1日から平成24年10月31日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行いました。勤務評定は、校長の評定は市町教育長が評定者として、その他の教職員の評定は校長が評定者として、教職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、市町教育長が調整者として、評価結果の調整を行います。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、勤務評定と併せ、人事異動に当たっての希望を教職員に提出させ、人事異動において活用しています。

c 教育委員会（県立学校教職員）

平成23年11月1日から平成24年10月31日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行いました。勤務評定は、校長の評定は愛媛県教育長が評定者として、その他の教職員の評定は校長が評定者として、教職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、愛媛県教育長が調整者として、評定結果の調整を行います。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、勤務評定と併せ、人事異動に当たっての希望を教職員に提出させ、人事異動において活用しています。

d 警察本部長

平成23年12月1日から平成24年11月30日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行いました。勤務評定は、上席係長以上の警察官又は課長補佐以上の一般職員が一次・二次の評定者として、職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、二次評定者の直近上位の職位となる管理職職員が調整者として、評定結果の調整を行った後、調整者の上位の職位にある確認者に提出します。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、勤務評定と併せ、人事異動に当たっての希望並びに勤務状況についての自己評価及び設定した目標の達成度をみる評価等を職員に提出させ、人事異動において活用しています。

(イ) 特別人事考課

a 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員、教育委員会（事務局職員）

条件附採用期間中の職員を対象に、採用の日から5か月を経過した日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行い、所属長（部長、病院長等）が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評定結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

b 教育委員会（市町立学校教職員及び県立学校教職員）

条件附採用期間中の教職員を対象に、採用の日から5か月（教員は10か月）を経過した日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行い、校長が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評定結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

なお、県立学校の教員については、平成16年度の特別人事考課から、教員として求められる資質である社会性、コミュニケーション能力、職務に対する意欲等について校長が評価し、教育委員会に報告することとしています。

c 警察本部長

条件附採用期間中の職員を対象に、条件附採用期間終了直前までの期間の勤務状況について、勤務評定を行い、評定者、調整者及び確認者が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評定結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

(7) 福祉及び利益の保護の状況

ア 厚生福利制度の状況

職員の心身の健康の保持及び公務能率を増進させるため、任命権者、地方公務員等共済組合法に基づき設置される共済組合、地方公務員法第42条の趣旨に沿って職員が任意で設置する互助会において、職員の厚生福利事業を実施しています。

(ア) 職員の健康保持、疾病予防対策

職員の健康保持の増進と疾病予防のため、労働安全衛生法等に基づき、各種健康診断、メンタルヘルス対策、健康相談及び健康教育等を実施しています。平成24年度に実施した主な事業は、以下のとおりです。

a 健康診断

区 分	概 要
知 事 等	一般定期健康診断、特別定期健康診断、VDT作業従事者検診、がん検診等を行いました。また、共済組合と共同で胃検診や大腸検診等を、共済組合及び互助会と共同で人間ドックを、それぞれ行いました。
教 育 委 員 会	一般定期健康診断、特別定期健康診断、VDT作業従事者検診、がん検診等を行いました。また、共済組合と共同で胃検診を、共済組合及び互助会と共同で人間ドックを、それぞれ行いました。
警 察 本 部 長	一般定期健康診断、特別定期健康診断、VDT作業従事者検診、がん検診、健康度測定等を行いました。また、共済組合と共同で人間ドックを行いました。

注 知事等とは、任命権者のうち、教育委員会及び警察本部長を除くものをいいます(以下同じ。)

各種健康診断の実施状況(平成24年度)

(知事等)

区 分	受診者数	備 考
法 定 検 診	一般定期健康診断	5,263人 一次検査 受診率 99.5%
	特別定期健康診断	1,345人 放射線業務従事職員検診、特定化学物質等使用職員検診、有機溶剤使用職員検診、深夜業務等従事職員検診
そ の 他 検 診	629人	振動業務従事者検診、VDT作業従事者検診(一次、二次)、農薬使用職員検診
が ん 検 診 等	が ん 検 診	8,816人 胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診
	人 間 ド ッ ク 等	1,924人 人間ドック、超音波検診

(教育委員会)

県立学校

区 分	受診者数	備 考
法 定 検 診	一般定期健康診断	2,881人 一次検査 受診率 99.9%
そ の 他 検 診	1,096人	VDT作業従事者検診(一次、二次)、腹部超音波検診、農薬使用業務従事者検診
が ん 検 診 等	が ん 検 診	6,134人 胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診
	人 間 ド ッ ク 等	592人 (特)人間ドック、人間ドック

事務局

区 分	受診者数	備 考
法 定 検 診	一般定期健康診断	330人 一次検査 受診率 100%
	特別定期健康診断	4人 有害業務等従事職員検診、放射線業務従事職員検診
そ の 他 検 診	140人	VDT作業従事者検診(一次、二次)、腹部超音波検診
が ん 検 診 等	が ん 検 診	738人 胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診
	人 間 ド ッ ク 等	73人 (特)人間ドック、人間ドック

(警察本部長)

区 分	受診者数	備 考	
法 定 検 診	一般定期健康診断	2,775人	一次検診 受診率 100%
	特別定期健康診断	563人	有機溶剤使用職員検診、アクアリング隊員検診、深夜業務従事者検診、鉛検診
そ の 他 検 診		53人	VDT作業従事者検診(一次、二次)
が ん 検 診 等	が ん 検 診	3,788人	胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、前立腺がん検診
	人 間 ド ッ ク 等	917人	人間ドック、超音波検診

b メンタルヘルス対策

区 分	概 要
知 事 等	「愛媛県職員こころの健康づくり指針」により、総合的、体系的に取り組みました。中でも、「職場復帰支援システム」の運用、健康相談室での相談、メンタルヘルスセミナーの開催のほか、共済組合と共同で外部専門機関による相談事業を行いました。
教 育 委 員 会	精神科医や臨床心理士等による心の健康相談を行うとともに、精神疾患による退職者の復職支援を実施しました。県立学校7校で健康診断時にメンタルチェック票を配布・回収し、希望者に対する面談を実施しました。予防を目的とした心の相談窓口カードの全教職員への配布を行いました。また、共済組合において外部専門機関による相談事業及びメンタルヘルスサポート事業が、共済組合と互助会の共同によりメンタルヘルスセミナー及びストレスチェックが、それぞれ行われました。
警 察 本 部 長	警察共済組合と共同で部外カウンセラー(精神科医)による相談事業のほか、心理カウンセラー(精神保健福祉士)によるメンタルヘルスセミナーや心の健康相談(カウンセリング)を実施しました。

c 健康相談・健康教育

区 分	概 要
知 事 等	健康相談室の設置・相談、健診事後指導、禁煙サポート、ヘルスアップセミナー等健康教育事業を行いました。また、共済組合において、電話相談等が行われました。
教 育 委 員 会	産業医等による健康相談を行うとともに、共済組合において、健康づくりセミナー、にぎたつウェルネス合宿、一日介護講座、電話相談等が行われました。
警 察 本 部 長	産業医・カウンセラー・健康管理対策室による相談、健診事後指導、禁煙サポート、肥満セミナー等健康教育事業を行いました。また、共済組合において健康教室の開催等健康づくり運動を推進しました。

(イ) 安全衛生

労働安全衛生法等に基づき、安全衛生委員会の設置、産業医及び衛生管理者等を配置し、快適な職場環境の実現と職場における職員の安全を確保するための安全衛生管理体制を整備しています。

区 分	委員会名	設置数
知 事 等	総括安全衛生委員会	1
	安全衛生委員会	10
	衛生委員会	13
教 育 委 員 会	総括安全衛生委員会	1
	衛生委員会	68
警 察 本 部 長	安全衛生委員会	18

(ウ) その他

職員の厚生福利事業を進めるため、元気回復事業等を実施しています。平成24年度に実施した主な事業は、以下のとおりです。

a 元気回復事業等

区 分	概 要
知 事 等	ボランティア活動の支援、職員だよりの発行等を行うとともに、図書室や職員運動場を設置しています。また、共済組合と共同で、ライフプランの支援事業を行いました。更に、共済組合において、プール、山の家の助成等が、互助会において、サークルへの活動助成、カフェテリアプラン(選択型福利厚生事業)等が、それぞれ行われました。

教育委員会	共済組合において、ライフプランの支援事業、保養所の設置等が、互助会において、福祉相談、リフレッシュ海外旅行助成等が、それぞれ行われました。
-------	---

共済組合福祉事業

平成24年度実績

区 分		利用者数
知事等	健 診 事 業	11,418人
【地方職員共済組合】	健康づくり事業	9,076人
組合員数 5,929人	愛 媛 診 療 所	3,832人
被扶養者数 7,458人	貸 付 累 計 件 数	1,132件
教育委員会	健 診 事 業	3,953人
【公立学校共済組合】	健康づくり事業	873人
組合員数 13,303人	そ の 他 事 業	12,416人
被扶養者数 12,780人	に き た つ 会 館	88,723人
	貸 付 累 計 件 数	3,317件
警察本部長	健 診 事 業	3,837人
【警察共済組合】	健康づくり事業	1,866人
組合員数 2,873人	そ の 他 事 業	57人
被扶養者数 3,906人	貸 付 累 計 件 数	1,051人

互助会事業実績

平成24年度実績

(千円)

区 分	主な保健文化事業	事業費
知事等 会 員 数 5,846人 会員掛金 132,298千円	人間ドック、リフレッシュ助成事業、サークル助成、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）、生涯設計支援事業	108,642
教育委員会 会 員 数 12,651人 会員掛金 370,884千円	人間ドック、メンタルヘルスセミナー、退職準備セミナー、福祉相談、リフレッシュ海外旅行助成の実施等	27,402
警察本部長 会 員 数 3,036人 会員掛金 34,294千円	資格取得・通信教育等助成、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）、柔剣道指導育成、事件検挙助成等	103,535

b 給付事業

(a) 共済組合による給付

地方公務員等共済組合法に基づき、組合員等の病気、出産、死亡、休業等に関し、相互救済を図るため、法定給付として、保健給付、休業給付及び災害給付が行われるとともに、法定給付に付加して給付する附加給付が行われています。

平成24年度実績

(千円)

区 分	知 事 等	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長
保 健 給 付	1,519,055	2,997,953	870,388
直 営 保 健 給 付	11,297	36,660	0
休 業 給 付	172,317	450,138	52,534
災 害 給 付	0	1,071	0
附 加 給 付	24,464	72,728	25,269
一部負担金払戻金等	23,159	63,778	11,206
計	1,750,292	3,622,328	959,397

(b) 互助会による給付

互助会により、会員等の病气、出産、死亡等に関し、相互救済を図るための給付が行われています。

(千円)

区分	主な給付事業	給付総額
知事等	医療補助金、死亡弔慰金、結婚祝金、出産祝金等	49,674
教育委員会	療養費補助金、死亡弔慰金、結婚祝金、出産祝金等	299,299
警察本部長	死亡弔慰金、結婚祝金、傷病見舞金、入学祝金等	113,711

c 職員住宅(独身寮)設置状況

職員が安心して赴任し職務に専念できるよう、厚生福利施設として職員住宅等を設置しています。任命権者別の設置状況は、以下のとおりです。

(単位：戸)

区分	知事	教育委員会	警察本部長
戸数	208	425	1,065

イ 公務災害補償の状況

公務上の災害又は通勤による災害に対する補償等については、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員災害補償基金愛媛県支部が実施しています。平成24年度に発生した公務災害・通勤災害の認定件数は、126件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

区分	知事	公営企業管理者	教育委員会	警察本部長	合計
公務災害	9	15	17	79	120
通勤災害	1	2	0	3	6
合計	10	17	17	82	126

ウ 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、愛媛県人事委員会(以下「人事委員会」という。)に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができることとされています。平成24年度においては、「2 人事委員会の業務の状況」の(3)のとおり、人事委員会に対して措置の要求が行われています。

エ 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、人事委員会に対して、不服申立てをすることができることとされています。平成24年度においては、「2 人事委員会の業務の状況」の(4)のとおり、人事委員会に対して不服申立てが行われています。

2 人事委員会の業務の状況

(1) 競争試験及び選考の状況

職員の任用については、地方公務員法並びに職員の採用及び昇任に関する規則、任用候補者名簿の作成及びこれによる職員の任用の方法に関する規則等を基本法規として、成績主義の原則が貫かれるよう努めました。

ア 採用候補者試験の実施状況

平成24年度に実施した採用候補者試験は、次のとおりです。

(ア) 採用候補者試験実施状況

試験の名称	受験資格（平成24年4月1日現在）	受付期間	試験実施年月日
愛媛県職員採用候補者（上級）試験	・年齢21歳以上34歳未満の者 ・年齢21歳未満の者で、大学卒業者又は大学卒業見込者 資格免許を必要とする職は、上記の者で、当該資格・免許を有する者又は取得する見込みの者	24.5.14 ～ 24.6.10	〔第1次〕 24.6.24 〔第2次〕 24.7.23 ～ 24.8.1
愛媛県警察官（男性）（大学卒）採用候補者試験	年齢17歳以上30歳未満の男子で、大学卒業者又は平成25年3月末日までに卒業見込みの者	24.4.3 ～ 24.4.23	〔第1次〕 24.5.13 〔第2次〕 24.6.15 ～ 24.6.20
愛媛県警察官（男性）（大学卒特別募集）採用候補者試験	年齢18歳以上30歳未満の男子で、大学卒業者又は平成24年9月末日までに卒業見込みの者のうち、平成24年10月1日の採用に応じられる者		
愛媛県警察官（女性）（大学卒）採用候補者試験	年齢17歳以上30歳未満の女子で、大学卒業者又は平成25年3月末日までに卒業見込みの者		
愛媛県警察官（女性）（大学卒特別募集）採用候補者試験	年齢18歳以上30歳未満の女子で、大学卒業者又は平成24年9月末日までに卒業見込みの者のうち、平成24年10月1日の採用に応じられる者		
愛媛県職員採用候補者（初級）試験	年齢17歳以上21歳未満の者（大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。）	24.8.15 ～ 24.9.3	〔第1次〕 24.9.23 〔第2次〕 24.10.23 ～ 24.10.25
愛媛県職員採用候補者（資格免許職）試験	短大卒程度 年齢19（20）歳以上29歳未満の者で、当該資格・免許を有する者又は取得する見込みの者		
少年補導職員採用候補者試験	年齢21歳以上35歳未満の者で、次のいずれかに該当する者 ・教員免許を有する者又は取得する見込みの者 ・大学で心理学を修学した者又は修学見込みの者		
愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験	年齢17歳以上30歳未満の男子（大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。）	24.8.15 ～ 24.9.3	〔第1次〕 24.10.14 〔第2次〕 24.11.9 ～ 24.11.13
愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験	年齢17歳以上30歳未満の女子（大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。）		

(イ) 採用候補者試験受験状況

a 愛媛県職員採用候補者（上級）試験

（単位：人）

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
行政事務	47	786	545	100	85	50	10.9倍
行政事務（情報）	1	22	17	3	3	1	17.0倍
学校事務	19	217	174	38	33	19	9.2倍
警察事務	7	99	85	21	18	11	7.7倍
総合土木	15	57	34	30	26	16	2.1倍
建築	4	23	19	8	7	4	4.8倍
農業	3	22	18	7	6	3	6.0倍
畜産	2	14	9	4	3	2	4.5倍
林業	3	18	15	6	5	3	5.0倍
水産	2	20	16	4	4	2	8.0倍
化学	4	58	39	8	7	4	9.8倍

薬 劑 師	8	29	28	16	14	9	3.1倍
心 理 判 定 員	1	24	21	4	4	1	21.0倍
児 童 自 立 支 援 専 門 員	2	6	6	4	4	2	3.0倍
児 童 指 導 員	1	14	14	4	4	1	14.0倍
保 健 師	2	28	27	4	3	2	13.5倍
鑑 識 (法 医)	1	15	10	3	3	2	5.0倍
合 計	122	1,452	1,077	264	229	132	8.2倍

b 愛媛県警察官(男性)(大学卒及び大学卒特別募集)採用候補者試験 (単位:人)

試 験 区 分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
警察官(男性)(大学卒)	53	491	431	164	126	82	5.3倍
警察官(男性)(大学卒特別募集)	12	80	71	36	34	18	3.9倍
合 計	65	571	502	200	160	100	5.0倍

c 愛媛県警察官(女性)(大学卒及び大学卒特別募集)採用候補者試験 (単位:人)

試 験 区 分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
警察官(女性)(大学卒)	9	123	109	38	14	13	8.4倍
警察官(女性)(大学卒特別募集)	4	21	19	10	8	6	3.2倍
合 計	13	144	128	48	22	19	6.7倍

d 愛媛県職員採用候補者(初級)試験 (単位:人)

試 験 区 分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
一 般 事 務	11	92	86	22	22	11	7.8倍
警 察 事 務	3	40	36	9	8	5	7.2倍
合 計	14	132	122	31	30	16	7.6倍

e 愛媛県職員採用候補者(資格免許職)試験 (単位:人)

試 験 区 分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
短 大 卒 程 度	臨床検査技師	7	38	34	15	14	4.9倍
	診療放射線技士	4	17	12	8	7	3.0倍
合 計	11	55	46	23	21	11	4.2倍

f 愛媛県少年補導職員採用候補者試験 (単位:人)

試 験 区 分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
少 年 補 導 職 員	1	26	19	4	3	2	9.5倍

g 愛媛県警察官(男性)(高校卒程度)採用候補者試験 (単位:人)

試 験 区 分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
警察官(男性)(高校卒程度)	39	470	353	126	111	60	5.9倍

h 愛媛県警察官(女性)(高校卒程度)採用候補者試験 (単位:人)

試 験 区 分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
警察官(女性)(高校卒程度)	6	87	66	19	18	9	7.3倍

イ 選考の実施状況

職員の採用・昇任については、特殊な職その他について、人事委員会の行う選考によることが認められています。
平成24年度の採用・昇任に係る選考の実施状況は、次のとおりです。

(ア) 採用選考

(単位：人)

職群	級	代表的な職	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
行 政 職	1	主 事 ・ 技 師	4		2	2	8
	2	主 事 ・ 技 師	2		2		4
	3	係 長	15		18	5	38
	4	専 門 員	1		45		46
	5	課 長 補 佐	1		1	1	3
	6	本 庁 課 長	1		9		10
	7	参 事			1		1
	8	本 庁 局 長	1				1
	9	本 庁 部 長					0
公 安 職	1	巡 査				3	3
	2	主 任				4	4
	3	係 長				2	2
	4	係 長				4	4
	5	課 長 補 佐				5	5
	6	本 部 課 次 長				4	4
	7	本 部 課 長				7	7
	8	部 長					0
	9	部 長					0
研 究 職	1	研 究 員					0
	2	主 任 研 究 員					0
	3	主 任 研 究 員					0
	4	主 席 研 究 員					0
	5	機 関 の 長					0
医 療 職 (一)	1	技 師	7	15			22
	2	係 長 ・ 医 長	1	16			17
	3	保 健 所 課 長 ・ 病 院 部 長		7			7
	4	本 庁 課 長 ・ 副 院 長		4			4
	5	医 監	1				1
医 療 職 (二)	1	技 師		1			1
	2	技 師	4	1			5
	3	主 任					0
	4	係 長					0
	5	専 門 員					0
	6	地 方 機 関 の 課 長	1				1
	7	薬 剤 部 長					0
	1	技 師					0
	2	技 師	4	93			97
	3	主 任					0

医療職(三)	4	係 長					0
	5	専 門 員					0
	6	副 看 護 部 長					0
	7	看 護 部 長					0
技 能 労 務 職							0
合 計			43	137	78	37	295

(イ) 昇任選考

(単位：人)

職群	級	代表的な職	知 事	公営企業管理者	人事委員会	議 会 議 長	代表監査委員	教育委員会	警察本部長	合 計
行 政 職	3	係 長								0
	4	専 門 員								0
	5	課 長 補 佐								0
	6	本 庁 課 長	15					15		30
	7	参 事	43	1		1	1	5		51
	8	本 庁 局 長	20	2		1		3		26
	9	本 庁 部 長	4				1	1		6
公 安 職	2	主 任								0
	3	係 長								0
	4	係 長								0
	5	課 長 補 佐								0
	6	本 部 課 次 長								0
	7	本 部 課 長							15	15
	8	部 長							10	10
9	部 長							7	7	
研 究 職	2	主 任 研 究 員								0
	3	主 任 研 究 員								0
	4	主 席 研 究 員								0
	5	機 関 の 長							1	1
医 療 職(一)	2	係 長 ・ 医 長								0
	3	保 健 所 課 長 ・ 病 院 部 長								0
	4	本 庁 課 長 ・ 副 院 長								0
	5	医 監		9						9
医 療 職(二)	4	係 長								0
	5	専 門 員								0
	6	地 方 機 関 の 課 長								0
	7	薬 剤 部 長	4							4
医 療 職(三)	4	主 任								0
	5	専 門 員								0
	6	副 看 護 部 長								0
	7	看 護 部 長								0
合 計			86	12	0	2	2	24	33	159

(ウ) 警察官階級昇任選考

(単位：人)

階級	昇任者数
警 視	13
警 部	3
警 部 補	12
巡 査 部 長	6
合 計	34

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

ア 報告及び勧告の日及びその相手方

報告及び勧告の日	平成24年10月12日
報告及び勧告の相手方	議会議長及び知事

イ 報告及び勧告の概要

(ア) 県職員の給与と民間給与との比較

a 月例給

本年4月分の県職員給与と県内の民間給与とを比較したところ、県職員給与が民間給与を1人当たり平均128円(0.03%)下回っています。

民間給与 (A)	388,292円
県職員給与 (B)	388,164円
較 差 (A - B)	128円 (0.03%)

県職員給与(B)の欄は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例による減額措置がないものとした場合に支給されることとなる給与を基礎として算出したものであり、同条例による減額措置後の県職員の給与(387,712円)と民間給与を比較した場合は、県職員の給与が民間給与を1人当たり平均580円(0.15%)下回っています。

b 特別給(期末・勤勉手当)

民間における年間支給割合は3.93月分であり、県職員の期末・勤勉手当の年間支給割合(3.95月分)が民間における年間支給割合を0.02月分上回っています。

(イ) 県職員の給与

a 給与の改定

給料表の改定

公民給与の較差が極めて小さいことから、改定していません。

期末・勤勉手当

民間の特別給(ボーナス)の支給割合とおおむね均衡していることから、改定していません。

b 給与制度の改定等

職務・職責等の給与への反映

本県の人事運用の状況に留意した上で、他の都道府県の状況等を注視しつつ、具体策について検討を進める必要があります。

昇給・昇格制度の改正(平成25年1月1日から実施)

・昇給制度

55歳(医療職給料表(一))は57歳)を超える職員は、標準の勤務成績では昇給しないこととし、特に良好の場合には1号給、極めて良好の場合には2号給以上の昇給にそれぞれ抑制しています。

・昇格制度

最高号給を含む高位の号給から昇格した場合の給料月額を増加額を縮減しています。

c 今後の取組

50歳代の給与水準や公民の給与比較に関する課題について、国における検討状況に留意しつつ検討を進める必要があります。

(ウ) 公務運営に関する課題

a 超過勤務時間の縮減等

職員一人ひとりが常にコスト意識を持った事務処理を心掛け、特に業務執行リーダーとして設置された主幹等が中心となり、職員の勤務時間管理と合わせ、事務の効率化や柔軟な応援体制の構築等、超過勤務縮減に一層取り組む必要があります。

b 職員の健康管理

精神疾患による長期の病気休暇取得者等が依然として多数に及ぶ状況にあり、復職支援等のメンタルヘルス対策に一層取り組む必要があります。特に管理職員は、風通しの良い職場環境づくりに努める必要があります。

パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントについては、引き続き未然防止に努め、快適な職場環境を維持する必要があります。

c 人材の確保・育成

社会経済情勢や行政需要の変化、受験者の状況等を見極めながら、多様で有為な人材の確保策について、引き続き幅広く検討するとともに、分権型社会を見据え、政策立案能力の強化など能力開発型の人材育成に加え、現場による実践型の人材育成に取り組んでいく必要があります。

d 仕事と生活の両立支援の推進

男性職員の育児休業取得を促し、引き続き育児休業制度の周知を図るとともに、取得しやすい職場環境の整備に一層取り組む必要があります。

人事院が検討している配偶者の遠隔地への転勤に伴う新たな休業制度について、導入の必要性を含め国の改正の動向に留意する必要があります。

e 高齢期の雇用問題

国は基本方針を定め、平成25年度以降定年退職する職員が希望する場合は再任用を行うものとし、人事院では、新たな再任用に関する課題や取組等を提示しました。

当該問題は、高齢期職員の再任用の在り方だけでなく、人事・組織管理全体に影響を及ぼすものであることから、各任命権者において、運用方法について十分に検討を進めるとともに、本委員会においても各任命権者との緊密な連携の下、本県の実態を踏まえて検討し、適切に対応する必要があります。

f 公務員制度改革

一連の公務員制度改革は、現行の公務員制度の根本的な枠組みを変更するもので、公務員だけでなく国民や県民にとっても非常に大きな影響を及ぼす重要な問題であり、国、地方双方が納得のいくよう十分な議論が重要であるので、本県においても、引き続きその動向を注視していく必要があります。

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、地方公務員法第46条の規定により、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会又は公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られることを要求できるとされています。

平成24年度中の要求件数、終結件数及び平成25年度への繰越件数はいずれもありません。

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、地方公務員法第49条の2の規定により、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、人事委員会又は公平委員会に対して、不服申立てをすることができるとされています。

平成24年度中の申立件数、終結件数及び平成25年度への繰越件数はいずれもありません。

(5) 苦情の処理の状況

人事委員会は、地方公務員法第8条第1項第11号の規定により、勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立てのほか、職員の苦情を処理することとなっています。

平成24年度中の処理件数は2件です。